

## 福岡女子短期大学における公的研究費の適正管理に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、福岡女子短期大学（以下「本学という。」）における公的研究費を適正に運営・管理するために、必要な事項を定めるものである。

### (適用範囲)

第2条 公的研究費の運営・管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則に定めるところによる。

### (定義)

第3条 この規則において、「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。

2 この規則において、「研究者」とは、前項の公的研究費を受けて研究を行う本学の教員をいう。

### (最高管理責任者)

第4条 本学に、大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、事務局長をもって充てる。

### (管理責任者)

第6条 統括管理責任者を補佐し、本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、会計課長をもって充てる。

### (コンプライアンス推進責任者)

第7条 本学に、公的研究費の運営・管理を適切に行うため、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、学長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、研究者等の不正行為の防止及び研究倫理の向上に資する啓発活動に努めなければならない。

4 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督及び理解度の把握を行わなければならない。

5 各学科に、コンプライアンス推進副責任者を置く。

6 コンプライアンス推進副責任者は、各学科長をもって充てる。

7 コンプライアンス推進副責任者は、各学科においてコンプライアンス教育を実施する。

### (関係規則等の明示)

第8条 最高管理責任者は、本規則及び学校法人九州学園経理規程等を本学教員に明示し、

教員はこれらを熟知し、遵守しなければならない。

2 前項の規定等は、常時その内容について見直しを行う。

(誓約書の提出)

第9条 研究者は、研究活動に係る関連諸法規及び本学諸規程の内容を遵守し、不正行為を行わないことを誓約した誓約書を学長に提出しなければならない。なお、誓約書の様式は別に定める。

2 誓約書を提出しない研究者は、公的研究費等の申請並びに運営・管理に携わることはできない。

(相談窓口)

第10条 本学に、効率的な研究の遂行を適切に支援するため、事務処理手続き及び資金の使用等に関する本学内外からの相談に答える窓口（以下「相談窓口」という。）を会計課に置く。

(職務権限)

第11条 公的研究費の事務処理にかかわる責任及び権限は、学校法人九州学園経理規程その他学内規則等に定めるところによる。

(教職員の意識向上の推進)

第12条 最高管理責任者は、次に掲げるところにより、研究者及び事務職員の意識の向上を図らなければならない。

(1) 研究者個人の発意で提案して採択された研究課題であっても、資金は公的なものであり、本学による管理が必要であるという原則及びその精神を研究者に浸透させる。

(2) 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあたるとの認識を学内に浸透させる。

2 研究者及び事務職員の行動規範は、学校法人九州学園就業規則の定めるところによる。

(不正使用に係る調査及び懲戒等)

第13条 第14条の規定による通報又は会計検査・監査により不正使用の疑いが生じた場合は、別に定めるところにより処理する。

2 前項により不正が確定した場合は、最高管理責任者は、別に定めるところによりこれを公表する。

3 不正使用が確定した場合の懲戒については、学校法人九州学園就業規則による。

(不正防止計画の策定・実施)

第14条 最高管理責任者は、不正使用を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）の把握に努め、本学の状況を体系的整理、評価し、不正発生要因に対応する不正防止計画を策定する。

2 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することを本学内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

3 不正防止計画の推進を図るため、不正防止計画推進担当者を置き、管理責任者をもって充てる。

(予算の適正管理等)

第15条 管理責任者は、随時、予算の執行が計画と合ったものになっているか確認し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究者に対し計画どおり執行する

よう促し、研究計画の遂行に問題があれば改善策を講じるなどの要求をしなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、予算の適正管理のため、統括管理責任者及び管理責任者は、次に掲げる事項についてそれぞれ必要な措置を講ずるものとする。
  - (1) 不正な取引は、研究者と業者の関係が密接な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講ずる。
  - (2) 発注・検収業務について当事者以外のチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。
  - (3) 非常勤雇用者勤務状況の確認等、公的研究費の管理体制を整備する。
  - (4) 研究者の出張計画の執行状況等を把握できる体制を整備する。

(不正通報窓口)

第16条 公的研究費の不正使用に関する本学以外からの通報（告発）窓口を置き、福岡女子短期大学における公益通報に関する規程第6条第1項により庶務課をもって充てる。

- 2 公的研究費の不正使用に関する通報を受けた窓口は、速やかにその旨を最高管理責任者及び統括管理責任者並びに管理責任者に報告しなければならない。

(教職員の理解の確認)

第17条 統括管理責任者及び管理責任者は、研究者及び事務職員がとるべき行動規範や公的研究費に関するルールをどの程度理解しているか随時確認するものとする。

(不正防止取組等の公表)

第18条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用への取組に関する本学の方針や意思決定手続を外部に公表するものとする。

(モニタリング及び監査体制)

第19条 最高管理責任者は、統括管理責任者及び管理責任者とともに、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。

- 2 管理責任者は、次の業務を行うとともに、監事及び会計監査人との連携を強化し、効率的かつ的確な監査を実施する。
  - (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証を行う。
  - (2) 庶務課との連携を強化し、不正発生要因に応じた監査計画を随時見直し、内部監査を実施する。

(事務)

第20条 この規則に関わる事務は、庶務課が処理する。

(雑則)

第21条 公的研究費以外の経費にかかる不正使用については、この規則を準用する。

- 2 この規則に定めるもののほか、公的研究費の適正管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月26日から施行する。

## 福岡女子短期大学研究活動における公的研究費に関する誓約書

福岡女子短期大学長  
古 市 恵美子 殿

私は、福岡女子短期大学研究活動における公的研究費の適正な取り扱いに関して、以下の事項を遵守し、不正行為を行わないことを誓約いたします。

第1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、福岡女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規則、福岡女子短期大学における公的研究費の適正管理に関する規則及び学校法人九州学園就業規則等関係規程を遵守し、誠実に勤務いたします。

第2 規則等に違反して、不正行為を行った場合は、福岡女子短期大学及び配分機関の処分並びに法的な責を負います。

第3 前各条項に違反して、福岡女子短期大学及び九州学園に損害を与えた場合は、その損害について賠償の責を負います。

令和 年 月 日

職・氏名 \_\_\_\_\_ ⑩